

京都産業大学同窓会 関東支部規約

(名称)

第1条 本会は、京都産業大学同窓会関東支部（以下「支部」という。）と称する。

(目的)

第2条 支部は、支部会員相互の親睦を図るとともに京都産業大学及び京都産業大学同窓会の充実発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 支部は、前条の目的を達成するために必要な事業を行う。

(会員)

第4条 支部の会員は、正会員・準会員・賛助会員の3種とする。

2 正会員は、京都産業大学各学部を卒業した者及び京都産業大学大学院を修了した者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県及び山梨県（以下「関東エリア」という。）内に在住する者

(2) 関東エリア内の事業所等に勤務する者

3 準会員は、関東エリア内の事業所等に勤務していた者で、引き続き入会を希望し役員会の承認を得た者とする。

4 賛助会員は、京都産業大学各学部に在籍していた者で、入会を希望し役員会の承認を得た者とする。

(役員)

第5条 支部に、次の役員を置く。

(1) 支部長 1名

(2) 副支部長 2名以内

(3) 幹事長 1名

(4) 理事 5名以内（事務長・広報部長・青年部長・女子会長等）

(5) 会計 1名

(6) 監事 1名

(役員の承認)

第6条 支部の役員は、総会において承認する。

(役員の職務)

第7条 役員の職務は、次のとおりとする。

(1) 支部長は、当支部を代表し、統括する。また、総会及び役員会の議長となる。

(2) 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故があった場合には、その職務を代行する。

(3) 幹事長は、支部長の命を受け事務を総括する。

(4) 理事は、支部運営に関わる重要事項を審議する。

(5) 会計は、支部長の命を受け経理し、総会に報告する。

(6) 監事は、会計の監査結果を総会に報告する。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は3年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 役員に欠員が生じたときには、役員会において後任の役員を選任するものとする。
- 3 前項により選任された補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会計)

第9条 支部の会計年度は、毎年4月1日に開始し、翌年3月31日に終了する。

- 2 支部の経費は、会費、補助金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。
- 3 前項の会費は、現金一括払いとする。なお、金額及び徴収方法は、別途通知する。

(顧問)

第10条 支部に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問の任免は、役員会の承認を得て決定する。
- 3 顧問は、支部長の諮問に応じ、役員会等に出席して意見を述べることができる。

(総会)

第11条 総会は、通常年1回開催する。ただし、必要に応じて役員会の決定により臨時総会を開催することができる。

- 2 総会は、役員会の承認を得て支部長が招集する。
- 3 総会の議事は、出席者の過半数をもって決定するものとし、可否同数のときは議長の決するところによる。

(役員会)

第12条 役員会は、第5条の役員で構成し、支部の運営に当たる。

- 2 役員会は、支部長が招集する。
- 3 役員会は、第5条の役員現在数の2分の1以上の出席により成立するものとする。
- 4 役員会の議事は、出席者の過半数をもって決定するものとし、可否同数のときは議長の決するところによる。

(事務局)

第13条 支部の事務局は、支部長が指定したところに置く。

(規約改正)

第14条 この規約の改正は、総会において出席した会員の3分の2以上の同意を得て行うことができる。

(補足)

第15条 この規約に定めるもののほか、支部の運営に関し必要な事項は、役員会の承認を得て別に定めることができる。

附 則

この規約は、昭和47年5月14日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年7月26日から適用する。

附 則

この規約は、平成２９年１０月２１日から適用する。